

I. 国立教育政策研究所調査から見えてきた教職課程改善の状況／今後取り組むべき課題

現状認識

- ①組織的な免許法依存体質をどう乗り越えるか。
- ②「育成すべき教職能力とは何か」についての組織的共通認識の欠如。
- ③教科、教職を問わず専門教育を自らの専門分野の研究・教育とする誤解。
- ④教科・教職の抜きがたい不信と対立、「教育実践力」概念への依存と不信。

課題解決の方向

- ①免許教科単位の講座、専攻組織の改変、免許法依存からの脱却。
- ②「教育的実践力の育成」を具体に担う組織の構築、全教員の関与、実務家の組織的任用。
- ③養成教育の改善に取り組む組織的FDの実施。

- ①「教育的実践力」の育成という目標の共有化。
- ②教科専門と教職専門の協同の実現、「教科または教職」科目の活用。
- ③教育実習を含む体験的活動のカリキュラム上の位置づけの明確化。
- ④科目開設の協同化、複数の担当者によるシラバス改善の恒常化。

改革動向

1 : 養成教育改善のための管理・運営組織のあり方

全学的な教職課程の管理は、委員会方式が圧倒的、教務委員会等の既存組織が対応する場合が多い。一方「教職センター」等の明確な組織を有し専任教員、事務スタッフを置いている場合もあり、カリキュラムの改善や特色ある教育活動が実施されている事例が多い。

2 : 育成すべき教員像の明確化

教員養成教育の改善に取り組む大学は、抽象的なそれではなく、明確かつ具体的な育成すべき教員像を確立している。また、育成すべき教員の資質(教師力)について項目を挙げて明示し、学士力、DP等と併せて公表して学生教育の具体的な指針としている。

3 : 養成教育カリキュラムの改善のあり方

改善に取り組む大学では、免許法に定める講義・演習等の科目の改善・充実、新たな科目の設定、教科内容と指導法の架橋領域科目の開設、教育体験プログラムの実施、教育実習の高度化等、独自の教育課程改革を実施している。

一方、大学院の課程については、設置基準への依存が解消されないことや教職大学院制度の創設がかえって既存研究科の改善を遅らせている面がある。

学士課程および修士レベルの教職課程は、本改革を契機に抜本的改善を実施する必要がある。その際、免許法を養成の最低基準と見なし、改めて大学独自の「養成しようとする教員像」、「プログラムの特徴・独自性」、「管理運営体制」等について説明責任を明示する必要がある。

養成改善の基本方向

当面取り組むべき課題

- 教職課程管理／運営の組織体制整備
- 「育成すべき教師像」の明示、公表を義務づけ
- 養成目的大学・学部(国・公・私大)の組織改善
- 教職課程カリキュラム全般の改善
- ※「架橋領域科目」の導入
- ※「教育実習」改善
- ※多様な「教育体験活動」の位置づけ

II. ALL JAPAN で取り組む教員養成高度化システムの構築

A. 教員養成大学ネットワークの構築

大学・教育行政の連携・協働の構築

教職大学院の整備
(地域中核大学)

養成目的大学・学部の高度化
(修士レベルの教育改善)

開放制教員養成の高度化
(教職コースの整備)

地域教員養成コンソーシアムの構築

→ 現職研修システム高度化事業の実施

現職教員研修
ストレート・マスター養成

B. 養成カリキュラム改革／質保証の実現

1. 学士課程の養成カリキュラムと質保証
(18年答申に基づく教育改善を踏まえて)

「教職科目基礎科目群」の見直し

「教科専門科目」の見直し

「架橋領域科目」の新設

教育実習の改善(「実習公害」の除去)
※教育実習(5単位)→「教育インターンシップ」、「教育体験活動」等多様化を促進。タイプ別(基礎免許による採用試験受験希望者、進学者、免許のみ取得希望者等)に大学が独自に実習プログラムを設定。

○修士レベルの養成カリキュラムと質保証

教職大学院モデルの活用 → 「課題探求型実習」科目

教員養成系大学院の改革

一般大学院における「教職コース」の設置

※教職大学院を地域拠点大学化

※修士レベルの必須教育内容を「教育実践研究科目(実習ベースの課題研究科目)」※すべての大学院の必修領域として8~10単位程度制度化。教員養成系も同様。

※教職大学院、教員養成目的大学院、一般大学院による地域コンソーシアムの構築

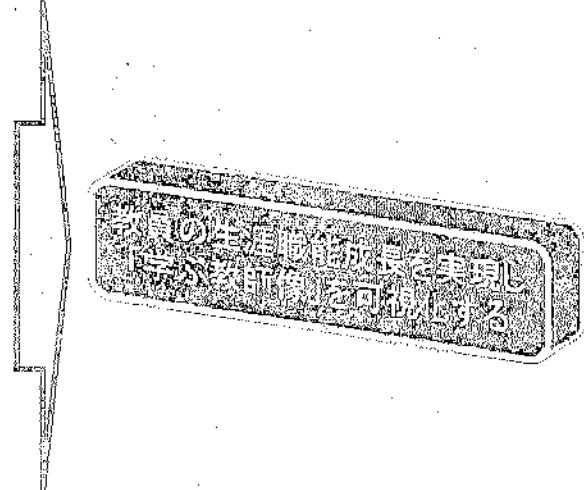
III. 専門免許状制度の創設による、現職研修の高度化／組織化／見える化の実現

研修の高度化、可視化としての『専門免許状』制度の創設

現職教員研修を、生涯職能成長の観点から再構築。専門免許状取得システムを構築する。

その際、

- 資質向上のための研修を全ての教員に求める(教育基本法)方策として、
 - ①免許更新講習の成果を継承する全教職員対象の必須研修制度を創設して存続。
 - ②「専門免許状」取得者の受講免除を規定。
 - ③「専門免許状」に適用するカリキュラムは、「指導教諭」、「主幹教諭」、「管理職」への登用の視点から構築。
- 「専門免許状」取得方法(ルート)を多様に準備する。たとえば、
 - ①教職大学院等、大学院修学による取得。
 - ②大学が提供する「履修証明プログラム」による取得。
 - ③教員研修センター等、研修実施機関が実施するプログラムによる取得。
 - ④都道府県等が行う「研修」の受講とその記録の蓄積による取得。



1. 専門免許状制度の創設・管理

(1) 研修プログラム認定制度

→ 大学および都道府県等が実施するプログラムの認定、質・量の維持・確保。

(2) プログラム認証機関の創設の可否について今後検討
→ 大学、行政の連携・協働の制度化、実質化のために。

2. 地域単位の「教員研修(ための)大学／行政コンソーシアム」(仮称)の構築

3. 「教員研修プログラム」の開発研究にあたる組織／機関の創設

試行事業への取り組み

- 地域コンソーシアム構築事業
- 履修証明プログラム実施事業
- 免許更新講習特別講座(30時間)の実施
- 教員研修センター研修事業の実施
- 研修プログラム開発研究事業の実施
- 研修成果の評価研究事業の実施

専門免許状(学校経営)の習得例

1. 「スクールマネジメントの基礎理論」
2. 「カリキュラムマネジメント」
3. 「リスクマネジメント」
4. 「現代教育の動向と課題」
5. 「リーダーシップ／コーチング」
6. 「学校教育の諸課題」
7. ...

8~12
単位